



“自分たちには関係ない”と思っていないですか？ 「デートDV」は、恋人同士の間で起こる「暴力」です

【問い合わせ】女性生活相談(村民相談室内 ☎287-0863)

【これって「デートDV」？】

恋人同士の間で起こる暴力を、デートDVといいます。デートDVには、主に次の5つの暴力が挙げられます。

- ▽「**身体的暴力**」…殴ったり蹴ったりする
- ▽「**行動の制限**」…「メール(LINE)の返信が遅い」と言って怒る、「他の異性とは口をきくな」と言う
- ▽「**精神的暴力**」…人前でばかにしたり、怒鳴ったりする
- ▽「**経済的暴力**」…いつもデートの費用を払わせる、借りたお金を返さない
- ▽「**性的暴力**」…嫌がっているのに無理やりキスや性行為をする

【デートDVの特徴は？】

暴力を振るったり優しくしたりのサイクルを繰り返すうちに、行為が激しさを増し、ストーカーや暴行傷害につながる場合があります。男性でも女性でも被害に遭います。

【決して“ひとつと”ではありません！】

「デートDVについての意識・実態調査(2007年)」では、交際経験のある高校生と大学生のう

ち約35パーセントが「これまでにデートDVの被害に遭ったことがある」と答えています。つまり、10代のカップルの3組に1組でデートDVが起こっていると考えられ、若い世代にとって大変身近な問題となっています。

【デートDVに遭わないために…】

デートDVでは暴力が無意識に行われることが多いため、交際中の相手ときちんと向き合い「次に同じ事をしたら、きっぱりと別れる」「同じことを繰り返したら、二度と会わない」といった、断固とした態度を示すことが大切です。「自分がやられて不快なことは、相手も同じ」という考え方を、お互いに持ちましょう。

「被害に遭っているがどうしても別れられない」「別れてもしつこく付きまとわれている」などの場合は、1人で悩まずに、**女性生活相談(村民相談室内 ☎287-0863)**に相談しましょう。



2283) 水戸北年金事務所(☎231局0570・0511・165)、ねんきんダイヤル(☎)

■問い合わせ

お問い合わせ

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成21年度の月分	1万5,280円	1万1,450円	7,640円	3,810円
平成22年度の月分	1万5,540円	1万1,650円	7,770円	3,880円
平成23年度の月分	1万5,320円	1万1,490円	7,660円	3,830円
平成24年度の月分	1万5,170円	1万1,380円	7,590円	3,790円
平成25年度の月分	1万5,150円	1万1,360円	7,570円	3,790円
平成26年度の月分	1万5,300円	1万1,470円	7,640円	3,820円
平成27年度の月分	1万5,620円	1万1,710円	7,810円	3,910円
平成28年度の月分	1万6,280円	1万2,200円	8,140円	4,060円
平成29年度の月分	1万6,490円	1万2,370円	8,240円	4,120円※
平成30年度の月分	1万6,340円	1万2,250円	8,170円	4,080円※

※追納加算額はありません。

国民年金 「追納制度」

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が軽減されます。

■追納する際の注意点

- ▽追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、平成21年8月分の免除等分については令和元年8月末まで)に限ります。
- ▽納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。
- ▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされるため、早めの追納をお勧めします。